




令和4年度 集団指導

適正な事業所運営のために

令和5年3月17日
港区保健福祉支援部
障害者福祉課
障害者事業所支援係



1 人員配置基準の見直し

◆ 配置すべき基準人員の変更（参考）

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 → 児童指導員又は保育士

*経過措置期間は、令和5年3月31日で終了します。

◆ 機能訓練担当職員についても基準人員の合計数に含めることができますが、基準人員配置基準の半数以上は児童指導員又は保育士である必要があります。

（例）定員10名の場合、営業時間中に2名の配置が必要

児童指導員＋保育士○ 保育士＋保育士○ 児童指導員＋児童指導員○

児童指導員又は保育士＋機能訓練担当職員○

機能訓練担当職員＋機能訓練担当職員×

2 児童指導員等加配加算の算定

- ◆ 児童指導員等加配加算の算定は、障害児通所支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加えて、職員を配置する必要があります。
- ◆ 必要な従業者の員数には、児童発達支援管理責任者が含まれます。
 - ・ 利用児童が10名を超えない場合 → 基準人員（児童指導員又は保育士）2名+1名
 - ・ 利用児童が10名を超える場合 → 基準人員（児童指導員又は保育士）3名+1名
- ◆ 児童発達支援管理責任者又は基準人員が欠如している場合、児童指導員等加配加算は算定できません。

児童発達支援管理責任者が欠如したとき

- ・ 児童発達支援管理責任者が欠如の場合、欠如した月の翌々月から欠如が解消された月まで、利用児童全員について、児童発達支援管理責任者欠如減算が適用されます。
- ・ 個別支援計画の見直しの時期によっては、個別支援計画未作成減算が適用される場合もあります。

3 営業時間とサービス提供時間

【営業時間】

- ◆ 児童を受け入れる体制を整えている時間でサービス提供が可能な時間帯のこと。
- ◆ **営業時間中は基準人員の配置が必要**です。
* サービス提供時間中のみではありません。

【サービス提供時間】

- ◆ 事業所において定めるべき標準的なサービス提供時間のこと。

営業時間中に送迎を行う場合

- ◆ **事業所内に基準人員の配置が必要**です。（送迎職員は含みません。）
- ◆ **送迎体制は複数の職員配置が必要**です。

4 障害児通所支援給付費の加算の主な算定要件

【欠席時対応加算（放課後等デイサービスは欠席時対応加算Ⅰ）】

- ◆ 利用児童が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に算定できます。
- ◆ 利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定できます。
- ◆ 欠席の連絡を受けた日時、利用児童の状況、相談援助の内容等を記録すること。
- ◆ 1月につき4回まで算定できます。

【家庭連携加算】

- ◆ 利用児童の居宅等を訪問し、利用児童及び保護者に対する相談援助等を行った場合に算定できます。
- ◆ 個別支援計画に定め、あらかじめ保護者の同意を得ること。
- ◆ 実施日時、実施者、相談援助の内容等を記録すること。
- ◆ 1月につき4回まで算定できます。

【事業所内相談支援加算】

- ◆ 利用児童及び保護者に対して、利用児童の療育に係る相談援助を行った場合に算定できます。
- ◆ 個別支援計画に定め、あらかじめ保護者の同意を得ること。
- ◆ 相談援助を行った日時、相談内容の要点、実施者、参加者（グループの場合）等を記録すること。
- ◆ 1月に1回算定できます。

【関係機関連携加算】

- ◆ 関係機関と個別支援計画の作成に関する会議を行った場合や関係機関と連絡調整や相談援助等を行った場合に算定できます。

関係機関…児童が通う保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、放課GO→クラブ等

- ◆ あらかじめ保護者の同意を得ること。
- ◆ 会議の内容を踏まえて、個別支援計画の作成又は見直しを実施すること。
- ◆ 会議を行った場合は、出席者、開催日時、内容、個別支援計画に反映させるべき内容等を記録すること。

5 電磁的記録の活用

- ◆ 令和3年7月1日から、事業者等における諸記録の作成や保存、保護者等への説明、同意、交付について、電磁的記録による対応が可能です。

- ◆ 電磁的記録による対応が認められていないもの
 - ・ 受給者証記載事項（提供サービス内容、契約支給量、事業所名称、契約日、その他必要事項）
 - ・ 受給者証により記載された内容により確認することが義務付けられているもの
支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等

◆ 電磁的記録の作成・保存の方法

- ・ パソコンやスマートフォン等で作成した記録を、パソコンやスマートフォン上のファイルに保存
- ・ 紙文書をスキャナ等で読み取り、画像データとしてCD-ROM等で保存

◆ 電磁的方法による交付

- ・ 事業者等は、事前に保護者の承諾を得た上で、重要事項を書いた文書等を電磁的方法により提供することができます。

◆ 留意事項

- ・ 事業者等は、電磁的方法により重要事項等を交付しようとするときは、あらかじめ、保護者に対し、電磁的方法の種類・内容を示し、電磁的方法を使用することについて同意を得なければなりません。
- ・ 港区では、電磁的方法を使用するための保護者との同意について、書面を取り交わすことを推奨しています。